

輪番就労数の一時的変更のお知らせ 3月1日から3月30日まで地域外毎日37名増員

3月1日から3月一杯、1日あたりの就労数が37人増える。増えるのは地域外で、バスとか府の草刈りに振り分けることになる。
昨年も年度末に幾分か増員となったのと同様の事情で、作業にあたる輪番労働者全員が、道具を大事に使い、消耗品費が節約できたので、予算を人件費にまわすことができた。仲間の協力を感謝したい。

来年度、つまり4月からの輪番就労について、一時期は大幅な縮小かという危機感もあったが、どうやら、年度初めの多少の減少ですみそうだ。これは年度初めの話で、「ホームレス自立支援措置法」の動きなどのからみで、そして仲間たちの強い要望次第で、途中増員もあるかもしれない。いづれにしても、道具を大事にして経費を節減すれば、年度末の増員はできる。今年度に引き続き協力を、今からお願いしておく。よろしくお願いいたします。

より困難な状況にある仲間のために理解と協力を！

西成労働福祉センターから来年度の登録について、ビラが配布されている。それには、「この事業は生活困難な高齢労働者のための特別就労対策事業であり、事業主(大阪府・大阪市)・雇用主からの要請により、生活保護受給者の方の申し込みはできません」と書かれている。

釜ヶ崎支援機構ではこれまで、生活保護受給者(施設入所者を含む)、生活保護同等の年金受給者、アプレ資格を常時維持できている人については、就労を遠慮するように呼びかけてきた。いよいよ遠慮でなく、登録の対象から除外となった。65歳以上でまだ野宿でがんばっている仲間もいるが、4月からは、高齢者アンケートをさらに強化し、できるだけ就労から福祉の方への移行をしていただきたいと考えている。作業上の安全維持にも関わる。より困難な状況にある、野宿を余儀なくされている仲間、食にも事欠く仲間に、限られた就労の機会を回してほしい。

釜ヶ崎支援機構にはこのことに関して、苦情がきている。ひとつは、まだ生保受けているのが就労にきている、施設にいるのがきている、というもの。もうひとつは、生保といっても充分ではない、金に困るときもある、月に2回くらいはいいじゃないか、というもの。生き甲斐をどうしてくれるという苦情もある。様々な要求に一つの制度で対応することはできない。高齢者就労事業は、食に事欠き、野宿を余儀なくされている仲間のためのものということを、よく理解してほしい。

どうせわかるまい、という考えは捨ててほしい。天知る、地知る、己知る、という言葉もある。原則をはずれた行為は、いつか他者から指弾されることになる。そんな無様さはさげたいものだ。

あいりん相談室(社会福祉法人 大阪自彊館)

失業や高齢、疾病などともなう生活障害の諸問題をかかえ、「あいりん地域」で生活困窮状態を余儀なくされている労働者等に対して、生活全般にわたる相談を受け付け、その自立を支援します。

*** 事業内容**

生活全般に対する相談・助言

関係機関、各種団体との連絡調整及び情報交換

その他、目的達成のために必要な事業

西成区萩之茶屋1-9-14(大阪自彊館「三徳寮」内)
TEL.06-6645-0504(月～金/午前10時～午後3時)
(福祉の専門家による相談が受けられます)

60歳以上住民票ある仲間は老福センターへ

65歳以上の多くの仲間は輪番就労で仕事ができなくなる。その隙間を埋める場所として、西成老人福祉センターがお勧めだ。場所は、地下鉄花園駅、イズミヤの交差点を西に徒歩3分ぐらい。60歳以上の市内在住者であれば誰でも利用申し込みができ、申し込みの後、利用者カードを作成してもらって利用することができる。